災害対策基本法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

【本則関係】

0 0 0 0 0

焅	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	附	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	
特別措置法	平	武	土	原	原	大	住	日	地	水防	地	則	厚	内	特	災	災	災	
措置	平成二十三年三月十一日に発生した東北	武力攻撃事態等におけ	土砂災害警戒	原子力災害対策特別措置	原子力災害対策特別措置法	大規模地震対策特別措置法	住民基本台帳法	本赤十字社法	地方税法	防法	地方自	則関係】	厚生労働省設置法	閣府設置法	特定非常災害	災害救;	災害対策基本法	災害対策基本法	
	士	撃士	害	災	災	地里	本	十			治		働	設	常	助法	策	策	
$\widehat{\overline{\mathbb{T}}}$	二年	事 能	警戒	子 子	子 子	震対	台帳	字社	丽	昭和	法		省 設	置法	災害		基本	基木	
成	=	等	区	策	策	策	法	法	和	-	昭		置		0	昭	法	法	
$\frac{-}{\bot}$	月十	にお	域空	特別	特別	特団	丽	丽	<u></u>	十二四	和			平成	被宝	和一	(丽	
<u></u>	<u>'</u>	け	に	措	措	措	和	和	五	年	$\overline{+}$		棄	十	者	$\overline{+}$	77	和	
年	日 に	る国	おけ	置法	置法	置	四十	<u>-</u>	年	法律	二年		成十	一 年	の梅	二年	条関	三十	
律	発	民	る				<u>-</u>	Ł	律	第	法		<u>'</u>	法	利	法	(第二条関係)	<u> </u>	
第四	生	の保護	土砂	附 訓	半 成	(昭和五	年法	年法	第一	百九	律第		年法	律第	の被害者の権利利益	律第	•	年法	
(平成二十三年法律第百十号)	た	護	区域等における土砂災害防	第	干	五	律	律	百百	(昭和二十四年法律第百九十三号)	关		律	八	m. の	音	•	律	
号	鬼北	のた	害防	+	年	+	第八	第二	$\overline{+}$	二号	十七		第九	十九	保全	十八		第一	
7/1	地	め	止	条	法	年	+	互	(昭和二十五年法律第二百二十六号)	ێ	(昭和二十二年法律第六十七号)		+	(平成十一年法律第八十九号)	等	和二十二年法律第百十八号)	•	百	
削	力太	の 措	止対策の	(附則第十三条関係)	(平成十一年法律第百五	十三年法律第七十三号)	(昭和四十二年法律第八十一号)	(昭和二十七年法律第三百五号)	亏	附			(平成十一年法律第九十七号)		の保全等を図るた		•	(昭和三十六年法律第二百二十三号)	
第	平	措置に関する法律	0	<u></u>	置	第	ێ	ٽ	7/ L	(附則第七	(附		ٽ	(第五条関係)	る	(第三条関係)	•	喜	
十七	洋 沖	に 関	推准	•	<u>九</u> 十	七十	附	邠	削	第七	則第六条関係)		(第	九 条	ため	二条	:	亏	
条	地	すっ	12	•	十六号)	吉	則	(附則第九	第	条	六人		(第六条関係)	関	\mathcal{O}	関	•	<i>bb</i> :	
那	震に	る法	関 す	•	罗	罗	第 十	那	八条	条関係)	采関		余関	份	特別	份	•	那一	
号	伴		る	•	74	7/4	条	条	(附則第八条関係)	٠	係		係	•	特別措置	•	•	条	
(附則第十七条第一号関係)	原	棄	推進に関する法律	•	附則第	(附則第-	(附則第十条関係)	条関係)	份	•				•	に	•	•	(第一条関係)	
•	地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所	(平成十六年法律第百		•	第上	第上	•	_	•	•	•		•	•	関す	•	•	•	
•	発	\ \ \	(平成十二年法律第五	•	十二条関	+	•	•	•	•	•		•	•	する法律	•	•	•	
•	電所	年	$\frac{1}{2}$	•	条関	条関	•	•	•	•	•		•	•	法律	•	•	•	
•	0	律	年	•	 係)	条関係)	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	
•	の事故によ	第百	法律	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	(平成八年法	•	•	•	
•	に	十二号	第	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	八	•	•	•	
•	より	号	土. 十	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	午法	•	•	•	
•		٠	七号)	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	(律第八	•	•	•	
•	西さ	附	7	•	·	·	·	:		•	•		•	•	男 八	•	•	•	
•	れた	(附則第十五	RH	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	十五号)	•	•	•	
•	放	中	則	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	号	•	•	•	
•	射	五 条	第十	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	\circ	•	•	•	
•	放出された放射性物質による環境	関	(附則第十四条関係)	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	第	•	•	•	
•	質に	係)	条盟	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	(第四条関	•	•	•	
•	よ	•	係	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	関	•	•	•	
•	る環	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	係)	•	•	•	
•	境	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	
•	の汚染へ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	
•	染	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	
•	\mathcal{O}	•	•	•	•	:	:	•	•	•	•		•	•	•	:		•	
•	対	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	
•	処に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	
•	対処に関す	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•		
107	9	105	104	97	82	79	7 5	74	72	71	70		69	68	66	50	35	1	

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

$\overline{}$	\bigcirc	\circ	/ ++:	\circ	\circ	\circ
(附則第二十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(附則第二十条関係)・・・・・・・16	備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)(附則第十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(附則第十八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(附則第十七条第二号関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

傍線部へ
線部
部
部
/\
分
5.5
は
改
ĽΧ
正
40
部
分
ಌ

目次 改 正 案	目次 現	行
第四章 災害予防(第四十六条—第四十九条の三)	第四章 災害予防(第四十六条—第	-第四十九条の二)
第五章 災害応急対策	第五章 災害応急対策	
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)	
第三節 事前措置及び避難(第五十八条—第六十一条の三)	第三節 事前措置及び避難(第五	前措置及び避難(第五十八条―第六十一条)
第四節 応急措置等(第六十二条—第八十六条の五)	第四節 応急措置等(第六十二条—第八十六条)	(一第八十六条)
第五節 被災者の保護	第五節 広域一時滞在 (第八十六	広域一時滞在(第八十六条の二―第八十六条の六)
第一款 生活環境の整備 (第八十六条の六・第八十六条の七)	(新設)	
第二款 広域一時滞在(第八十六条の八―第八十六条の十三)	(新設)	
第三款(被災者の運送(第八十六条の十四)	(新設)	
第六節 物資等の供給及び運送(第八十六条の十五―第八十六条の十	第六節 物資等の供給及び運送	資等の供給及び運送(第八十六条の七―第八十六条の九)
七)		
第七章 被災者の援護を図るための措置(第九十条の二)	(新設)	
第八章 財政金融措置(第九十一条—第百四条)	第七章 財政金融措置(第九十一条-	(一第百四条)
第九章 災害緊急事態(第百五条—第百九条の二)	第八章 災害緊急事態(第百五条—第百九条の二)	-第百九条の二)
第十章 雜則(第百十条—第百十二条)	第九章 雜則(第百十条—第百十二条)	一条)
第十一章 罰則(第百十三条—第百十七条)	第十章 罰則(第百十三条—第百十七条)	-七条)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるもの (新設) (基本理念)	二〜十 (略) 二〜十 (略) ボデザー で定める原因により生ずる被害をいう。 せんしん で定める原因により生ずる被害をいう。 ボード・ボード・ボード・ボード・ボード・ボード・ボード・ボード・ボード・ボード・	度においてこれらに類する政令な自然現象又は大規模な火事若水、崖崩れ、土石流、高潮、地 一	の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 第二条(定	(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)
		す被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずるの他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼ災害。暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火そ名号に気を含む	- この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当。 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当義)	(目的) 第一章 総則 第一章 総則

とする。

合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場別が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変

| 一国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互| | 一国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互| | 一国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互

改善を図ること。
並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えずがに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず三、災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること

 身体を最も優先して保護すること。

 物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び、

 以害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときである。

の時期に応じて適切に被災者を援護すること。被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、そって、被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、

(国の責務)

(国の責務)

第三条 国土並びに国民の生命、 国は 前条の基本理念 身体及び財産を災害から保護する使命を有す (以 下 「基本理念」という。 にのつとり

ることに鑑み、 組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講

2 \ 4 略

ずる責務を有する。

(都道府県の責務)

第四条 又は業務の実施を助け、 その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務 災に関する計画を作成し、 機関及び他の地方公共団体の協力を得て、 該都道府県の住民の生命、 都道府県は 基本理念にのつとり、 かつ、 身体及び財産を災害から保護するため、 及び法令に基づきこれを実施するとともに、 その総合調整を行う責務を有する。 当該都道府県の地域に係る防 当該都道府県の地域並びに当 関係

2 (略)

(市町村の責務

第五条 を実施する責務を有する。 市 から保護するため、 当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、 町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、 市町村は、 基本理念にのつとり、 関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、 基礎的な地方公共団体として、 及び法令に基づきこれ 身体及び財産を災害 当該

2 組 織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関す 町村長は、 前項の責務を遂行するため、 消防機関、 水防団その 他 $\overline{\mathcal{O}}$

> 第三条 使命を有することにかんがみ、 国は、 国土並びに国民の生命、 組織及び機能のすべてをあげて防災に関 身体及び財産を災害から保護する

し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 { 4

略

(都道府県の責務)

第四条 び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け Ļ 団体の協力を得て、 命、 身体及び財産を災害から保護するため、 及び法令に基づきこれを実施するとともに、 都道府県は、 当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成 当該都道府県の地域並びに当該都道府県の

関係機関及び他の

地方公共

住

苠

O

生

その区域

角

0

市

町

村

及

2 (略)

カゝ

つ、

その総合調整を行なう責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 る。 災に関する計画を作成し、 係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、 に当該市町村の住民の生命、 市町村は、 基礎的な地方公共団体として、 及び法令に基づきこれを実施する責務を有す 身体及び財産を災害から保護するため、 当該市町村の地域に係る防 当該市町 村 0) 地域 並び 関

の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組 市町村長は、 前項の責務を遂行するため、 消防機関、 水防団等の 織及 組

2

促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなる組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の

ければならない。

3 (略)

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボラ第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害

ンティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、

基本理念にのつとり、

そ

第六条

画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計の業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施

2 (略)

道府県又は市町村に対し、

協力する責務を有する。

(住民等の責務)

つとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にの第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

らない。
り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければなり、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければな第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。)の充実を図

び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織

(第八条第二項及び

3 (略)

(新設)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

対し、協力する責務を有する。
対し、協力する責務を有する。
対し、協力する責務を有する。
対し、協力する責務を有する。
対し、協力する責務を有する。
対し、協力する責務を有する。
対し、協力する責務を有する。

2 (略)

(住民等の責務)

防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならその他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

護に関する事項	十四(被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保	十三 (略)	の締結に関する事項	域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定	十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広	一~十一 (略)	するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。	2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止	第八条 (略)	(施策における防災上の配慮等)	災に寄与するように努めなければならない。	動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防	備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活	つとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に	3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にの	ればならない。	は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなけ	らの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又	又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれ	2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給	を果たさなければならない。
	(新設)	十三 (略)		域一時滞在に関する協定の締結に関する事項	十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の二第一項に規定する広	一~十一 (略)	するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。	2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止	第八条 (略)	(施策における防災上の配慮)		めなければならない。	害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努	るための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災	2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備え					(新設)	ない。

第四章 災害予防	4~8 (略)	市町村長が任命する。	轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の	部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管	3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本	2 (略)	第二十三条の二 (略) は	(市町村災害対策本部)	第二節 地方防災会議	第二章 防災に関する組織		(削る)	十八·十九 (略)	項	十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事	十六(略)	配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項	十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要
第四章 災害予防	4~8 (略)		市町村長が任命する。	部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の	3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本	2 (略)	第二十三条の二 (略)	(市町村災害対策本部)	第二節 地方防災会議	第二章 防災に関する組織	復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。	3 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の	十七·十八 (略)		十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項	十五 (略)	要な措置に関する事項	十四 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必

第一節 通則	第五章 災害応急対策		極に祭り勿管共命事業皆等(災害に急対策又は災害復用で公要な勿賢告より、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところに(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)	(略) 2 六	の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項 、 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体 、 五〜四 (略)	を未然に防止するために行うものとする。
第一節 通則	第四章 災害応急対策		(新設)	(略) (略)	じめ講ずべき措置に関する事項五(災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらか一〜四(略)	を未然に防止するために行うものとする。 第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大(災害予防及びその実施責任)

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略

2 るところにより、 より災害応急対策の実施の責任を有する者は、 他の執行機関、 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定に 災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮 法令又は防災計画の定め 地方公共団体の長その

第五十条 (略)

(災害応急対策及びその実施責任

2 るところにより、 より災害応急対策の実施の責任を有する者は、 他の執行機関、 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定に 災害応急対策を実施しなければならない。 法令又は防災計画の定め 地方公共団体の長その

(情報の収集及び伝達等)

して、

災害応急対策を実施しなければならない。

第五十一条 う。 の収集及び伝達に努めなければならない。 体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」とい の長その他の執行機関、)は、 法令又は防災計画の定めるところにより、 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 指定公共機関及び指定地方公共機関、 災害に関する情報 地方公共団体 公共的団 第五十一条

て の長その他の執行機関、

(情報の収集及び伝達等)

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、

地方公共団体

指定公共機関及び指定地方公共機関、

ころにより、 体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この条及び第五十八条におい 「災害応急対策責任者」という。 災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならな)は、 法令又は防災計画の定めると

2 •

略

2 • 略

(国民に対する周知)

第五十一条の二 れに対してとるべき措置について、 法令又は防災計画の定めるところにより れがある場合において 内閣総理大臣は、 避難のため緊急の必要があると認めるときは、 非常災害が発生し、 国民に対し周知させる措置をとらな 予想される災害の事態及びこ 又は発生するおそ

(新設)

- 9 -

公共的団

8 7 2 6 第五十六条 第五十三条 き、 備その他の措置について、 想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準 めるときは、 の団体に伝達しなければならない。この場合において、 くは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私 知を受けたときは、 報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたと 0) たときは ければならない。 より当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつ (市町村長の警報の伝達及び警告) (被害状況等の報告) 収集に特に意を用いなければならない。 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、 略 法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、 第二節 略 市町村長は、 指定行政機関の長は、 (略) 市町村長は、 警報の伝達等 地域防災計画の定めるところにより、 法令の規定により災害に関する予報若しくは警 必要な通知又は警告をすることができる 住民その他関係のある公私の団体に対し、 その所掌事務に係る災害に関する情報 当該災害の発生に 必要があると認 当該予報若し 又は前条の通 予 第五十六条 7 第五十三条 2 6 知又は警告をすることができる 想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、 めるときは、 の団体に伝達しなければならない。この場合において、 くは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私 知を受けたときは、 き、 報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたと (新設) (市町村長の警報の伝達及び警告) (被害状況等の報告) (略) 法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、 第 (略) 二節 市町村長は、 市町村長は、 (略) 警報の伝達等 地域防災計画の定めるところにより、 法令の規定により災害に関する予報若しくは警 住民その他関係のある公私の団体に対し、 必要があると認 当該予報若し 又は前条の通 必要な通 予

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつて

又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるは、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告

よう特に配慮しなければならない。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

るものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、|第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要す | 第

都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除く

ほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和五十九年法律

供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に

線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和二十五年二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有

法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送

する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関

用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は

(新設)

(通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要す

るものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、

都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除く

ほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和五十九年法律

第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に

供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和

線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和二十五年二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有

を行うことを求めることができる。 法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は

災害応急対策責任者に対し、 職 出 市 員である者を除く。 動の準備をさせ、 町村地域防災計画の定めるところにより、 若しくは出動を命じ、又は消防吏員 警察官若しくは海上保安官の出動を求める等 応急措置の実施に必要な準備をすることを 消防機関若しくは水防団 (当該市町 村の E

な準備をすることを要請し、 官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、 出動の準備をさせ、 市町村地域防災計画の定めるところにより、 若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安 若しくは求めなければならない 消防機関若しくは水防団に 応急措置の実施に必要

(市町村長の避難の指示等)

要請し、

若しくは求めなければならない。

第六十条 立退きを勧告し、 滞在者その他の者 必要があると認めるときは、 生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に 災害が発生し、 及び急を要すると認めるときは、 (以下「居住者等」という。 又は発生するおそれがある場合において、 市町村長は、必要と認める地域の居住者で)に対し、 これらの者に対し、 避難のため 人の Ó 第六十条

避難のための立退きを指示することができる。

2 略

3 示することができる。 に関する措置 者等に対し のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及 ぶおそれがあると認めるときは、 災害が発生し 屋内での待避その他の屋内における避難の 。 以 下 又はまさに発生しようとしている場合において 「屋内での待避等の安全確保措置」 市町村長は 必要と認める地域の居住 という。 ための安全確保 を指 避 難

4

市町村長は、

第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、

くは指示し、

若しくは立退き先を指示し

の待避等の安全確保措置を指示したときは、

速やかに、

2

(略)

ことができる。

ると認めるときは、

これらの者に対し、

避難のための立退きを指示する

滞在者その他の者に対し、

避難のための立退きを勧告し、

及び急を要す

必要があると認めるときは、

市町村長は、

必要と認める地域の居住者

生命又は身体を災害から保護し、

(市町村長の避難の指示等)

災害が発生し、

又は発生するおそれがある場合において、

人の

その他災害の拡大を防止するため特に

(新設)

又は前項の規定により屋内で その旨を都道府 若し 3 くは指示し、 又は立退き先を指示したときは、 すみやかに、

道府県知事に報告しなければならない。 市町村長は、 第一 項の規定により避難のための立退きを勧告し、 その旨を都 若し

県知事に報告しなければならない。

- 5 (略)
- 項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該にとができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三いて、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うる。 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合にお
- 7| (略)

市

町村長に代わつて実施しなければならない

定める。 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で

(警察官等の避難の指示)

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難

0)

ための立退きを指示する場合について準用する。

市町村長に通知しなければならない。 は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又

4 (略)

5 長に代わつて実施しなければならない 及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は ことができなくなつたときは、 1 て、 都道府県知事は、 当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行う 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合に 当該市町村の市町村長が第一 部を当該市 項、 第 町 項 村

6 (略)

(警察官等の避難の指示)

とができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するこの居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難

(新設)

示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。 2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指

(市町村長の警戒区域設定権等)	第四節 応急措置等	(避難の指示等のための通信設備の優先利用等) 「により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第二項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合(同条第三項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定によりが通信とは、市町村長が第六十条第一項の規定	(指定行政機関の長等による助言) (指定行政機関の長等による助言) (指定行政機関の長等による助言) (指定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言) (新定行政機関の長等による助言)	て準用する。
(市町村長の警戒区域設定権等)	第四節 応急措置等	(新設)	(新設)	て準用する。

請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応知等七十四条の三 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は (新設)第七十四条の三 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は (新設) (指定行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要定地方行政機関の長等に対する応援の要求等)	急措置の実施を拒んではならない。	若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求め 関若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関 は指定地方	要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくはと要があると市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必に町村の実施	3 2	(略) 第七十条	(都道府県の応急措置) (都道府県の	とする場合について準用する。	第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しよう (新設)	3 (略) 2:3 (政	第六十三条 (略)
	んできる。	関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求は指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機	必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しく市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため	第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の(略)	(略)	の応急措置)			略)	(略)

	く不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認め
	る次に掲げる施設(以下この条において「避難所等」という。)が著し
(新設)	第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係
	(避難所等に関する特例)
穿	(肖え)
3	
	行に関し必要な事項は、政令で定める。
	3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代
	ければならない。
	町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しな
	2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市
	一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
	項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は
	めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二
	部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定
	発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大
(新設)	第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の
	(指定行政機関の長等による応急措置の代行)
	らない。
	は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではな
_	急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長

第五節

広域一時滞在

住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在さい、間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災したな間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災したい。

二。応急仮設住宅

せるための施設をいう。

以下同じ。

二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定は、適用しない。おいて地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和が可の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間に

3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、 お避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要 「可に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及 で消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当 な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設に関する特例)

2

前項の規定による指定があつたときは

政令で定める区域及び期間に

.係 (新設)

9る廃棄物をいう。以下この条において同じ。) の処理を迅速
七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に 棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十
境大臣は、前項の規定による指定があ
た場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
る生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生し
第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害によ
(廃棄物処理の特例)
る手続の特例を定めることができる。
する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定す
るところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関
2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定め
場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した
り埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危
第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害によ
(埋葬及び火葬の特例)
合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。
3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場
(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、適用しない。
おいて地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法

(新設)

(新設)

きる。わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することがで

- 3 第三項、 収集 なす。 棄物処理特例基準」という。) のとする。 再生を含む。 廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集 環境大臣は 運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるも 第十二条第一項並びに第十二条の二第 この場合において、 以下この条において同じ。)に関する基準並びに廃棄物 前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは これらの基準 は、 廃棄物処理法第六条の二第二項及び (以下この条において「廃 一項に規定する基準とみ 運搬及び処分 0
- 4 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことがしくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しできる。
- が要な措置を講ずべきことを指示することができる。が収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適い要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 第三項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示6 環境大臣は、第二項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は

(広域一時滞在の協議等) (広域一時滞在の協議等) (広域一時滞在の協議等)	第二款 広域一時滞在 (新設)	(避難所以外の場所に滞在する法う努めなければならない。	(避難所における生活環境の整備等) (避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第一款 生活環境の整備 (新設)	第五節(被災者の保護)(新設)	しなければならない。
--	-----------------	-----------------------------	---	------------------	-----------------	------------

第八十六条の八 他 ることが困難な場合において、 災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、 !の市町村の区域における一時的な滞在 市町村長は、 当該市町村の地域に係る災害が発生し、 当該被災住民について同一 (以 下 又は居住の場所を確保す 「広域 時滞在」という 都道府県内 被 0

2

該他

0

市

町 村

の市町村長に協議することができる。

の必要があると認めるときは、

3 受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。 の場合において、 て正当な理由がある場合を除き、 「協議先市町村長」という。) 第 項の場合において、 協議先市町村長は、 協議を受けた市町村長 は、被災住民を受け入れないことにつ 被災住民を受け入れるものとする。こ 広域一時滞在の用に供するため (以下この条において

4 ない。 避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければなら て被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、 第 項の場合において、 協議先市町村長は、 当該市町村の区域におい 直ちに、 その内容を当該

5 \ 8 略

(都道府県外広域一 時滞在の協議等)

第八十六条の九 略 略

2 \ 4

当該被災住民の受入れについて、 当 第八十六条の二 滞在 当該被災住民の受入れについて、 被災住民について同一 ら保護し、 災した住民 (以 下 又は居住の場所を確保することが困難な場合において、 。 以 下 「広域一 市町村長は、 「被災住民」という。)の生命若しくは身体を災害 時滞在」という。 都道府県内の他の市町村の区域における一時的 当該市町村の地域に係る災害が発生し、 当該他の市町村の市町村長に協議する の必要があると認めるときは、 当該 被

2 (略)

ことができる

4 3 当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなけ て被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、 受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設 の場合において、 て正当な理由がある場合を除き、 「協議先市町村長」という。) 第 第 公共施設等」 一項の場合において、 項の場合において、 という。 協議先市町村長は、 協議を受けた市町村長 協議先市町村長は、)を提供しなければならない。 は、被災住民を受け入れないことにつ 被災住民を受け入れるものとする。 広域 時滞在の用に供するため 当該市町村の区域にお (次項及び次条におい (以下この条において 直ちに、 その内容を

5 ς 8 略

ればならない。

(都道府県外広域一 時滞在の協議等)

第八十六条の三 略

2 \ 4 略

5 域一 する。 とについて正当な理由がある場合を除き、 都道府県外協議先市町村長」という。)は、 前 時滞在の用に供するため、 項の場合において、 この場合において、 協議を受けた市町村長 都道府県外協議先市町村長は、 受け入れた被災住民に対し避難所を提供 被災住民を受け入れるものと 被災住民を受け入れないこ (以下この条において「 都道府県外広

なければならない。

7 14 (略)

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十 V) 定により実施すべき措置 町 該被災住民について広域 から保護し、 とができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害 村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規 当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うこ の全部又は一 又は居住の場所を確保することが困難な場合において、 都道府県知事は、 部を当該市町村長に代わつて実施しなければならな 一時滞在の必要があると認めるときは、 (同条第六項及び第七項の規定による報告を除 当該都道府県の地域に係る災害が発生 当該市 当

提供しなければならない。
5 前項の場合において、協議を受け入れた被災住民を受け入れるものとはついて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとなる。この場合において、都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れるものと場が、

通知しなければならない。その内容を当該公共施設等を管理する者その他の内閣府令で定める者に区域において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の

6

7~14 (略)

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の四 く。 V) 定により実施すべき措置 町村の市町村長が第八十六条の二第一項及び第五項から第七項までの規 該被災住民について広域 から保護し、 とができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害 当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うこ の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならな 又は居住の場所を確保することが困難な場合において、 都道府県知事は、 一時滞在の必要があると認めるときは、 (同条第六項及び第七項の規定による報告を除 当該都道府県の地域に係る災害が 当該市 発 当

2 •

略

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の十一 きは、 生し、 同条第十項及び第十二項の規定は、 八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、 理大臣に報告しなければ」と、 読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、 」とあるのは とあるのは は 下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるの 同条第九項中 同条第二項の規定による協議をすることができる。 当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めると 害から保護し、 ことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災 「公示し、 及び」とあるのは 前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは 当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行う 第八十六条の九第一 「第八十六条の十一前段」と、 及び内閣府令で定める者」と、 「第一項の規定により協議することを求めた市町村長 「協議元都道府県知事」と、 又は居住の場所を確保することが困難な場合において、 都道府県知事は、 「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により 項の規定による要求がない場合であつても、 同条第十三項中 当該都道府県の地域に係る災害が発 適用しない 「都道府県外協議元市町村長 「協議元都道府県知事に報告 同条第十一項中「第一項」 「前項」とあるのは この場合において、 並びに」 「内閣総 以 第 と

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の十二 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の五 十項及び第十二項の規定は、 六条の五後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、 臣に報告しなければ」と、 前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるの 替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、 及び」とあるのは あるのは あるのは この条において「都道府県外協議元市町村長」という。 条第九項中 条第二項の規定による協議をすることができる。 は、 該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるとき から保護し、 とができなくなつた場合であつて、 「公示し、 当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うこ 第八十六条の三第一 「協議元都道府県知事」 「第八十六条の五前段」と、 及び内閣府令で定める者」と、 「第一項の規定により協議することを求めた市町村長 又は居住の場所を確保することが困難な場合において、 都道府県知事は、 「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読 項の規定による要求がない場合であつても、 同条第十三項中 適用しない。 と、 当該都道府県の地域に係る災害が 被災住民の生命若しくは身体を災害 「都道府県外協議元市町村長」 「協議元都道府県知事に報告し、 同条第十一項中一 「前項」 この場合において、 とあるのは) 」とあるの は 並びに」 「内閣総理大 第一 同条第 第八十 と 項 以 発 لح 当 は 同 同 生

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第八十六条の六 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八

2 九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関 する事項について助言をしなければならない。 八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一 内閣総理大臣は、 都道府県知事から求められたときは、 第八十六条の 時滞在に関 2

ない。 する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければなら

(内閣総理大臣による広域 時滞在の協議等の代行

第八十六条の十三 ない。 用する第八十六条の九第九項及び第十 市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十 から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは めるときは 民について広域 なくなった場合であって、 町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができ の全部若しくは より実施すべき措置 により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定に 前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定 又は居住の場所を確保することが困難な場合において、 当該市町 一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認 一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければなら 内閣総理大臣は、 (第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適 村の市町村長が第八十六条の八第 被災住民の生命若しくは身体を災害から保護 災害の発生により市町村及び当該市 項の規定による報告を除く。 項及び第五項 当該被災住 一部を当該

2

内閣総理大臣は

前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務

る事項について助言をしなければならない。 十六条の二第一項の規定による協議の相手方その他広域 時滞在に関

三第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域 内閣総理大臣は、 都道府県知事から求められたときは、 第八十六条の 時滞在に関

する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければなら

ない。

(新設)

(新設)	第七章 被災者の援護を図るための措置
第八十六条の七~第八十六条の九(略)	第八十六条の十五~第八十六条の十七(略)
第六節 物資等の供給及び運送	第六節 物資等の供給及び運送
	。 きる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない
	地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することがでのため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定
	定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施2.指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規
	`
	公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して
	要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方
(新設)	第八十六条の十四 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必
(新設)	第三款一被災者の運送
	定める。
	3 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で
	V >
	の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならな

(罹災証明書の交付)

(新設)

う。)を交付しなければならない。害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」といの被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害のが、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家のではおいて、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家のではおいて、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家のではおいて、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家のでは、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合

の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければなら及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識が一番

第八章 財政金融措置

ない。

の災害応急対策に要する費用の負担)(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合

和ばならない。 本の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなけ 体の長等の属する地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条 長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは指定地方行政機関の において「地方公共団体の長若しくは委員会若しくは指定地方行政機関の おばならない。

第七章 財政金融措置

費用の負担)
(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する

までは ま等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければ により他の地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員(以下この条にお ならない。

団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する

(起債の特例)

共団体に対し、

当該費用の

時繰替え支弁を求めることができる

に対し、

当該費用の一

時繰替え支弁を求めることができる

できる。 一できる。 一できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。

一·二 (略)

2 · 3 (略)

第九章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)

第百五条 きは、 て災害緊急事態の布告を発することができる 当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めると 該災害に係る災害応急対策を推進し に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、 内閣総理大臣は、 非常災害が発生し、 閣議にかけて、 かつ、 当該災害が国の経済及び公共の福祉 国の経済の秩序を維持し、 関係地域の全部又は一 部につい その他 当

団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する

(起債の特例)

てその財源とすることができる。 昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもは、政令で定める災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第百二条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団

·二 (略)

2 • 3

略

第八章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)

	4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基
	ればならない。
	3 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなけ
	に関する重要事項
	五 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制
	関する重要事項
	四 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に
	三国の経済の秩序の維持に関する重要事項
	二 災害応急対策に関する重要事項
	一 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針
	2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
	て「対処基本方針」という。)を定めるものとする。
	きは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針(以下この条におい
第百八条 削除	第百八条 政府は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたと
	(対処基本方針)
係る地域を所管区域とする緊急災害対策本部を設置するものとする。	るものとする。
場合を除き、第二十八条の二の規定により、当該災害緊急事態の布告に	場合を除き、第二十八条の二の規定により、緊急災害対策本部を設置す
あつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている	あつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている
第百七条 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告が	第百七条 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告が
(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)	(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)
2 (略)	2 (略)

(災害緊急事態の布告に伴う特例)

(新設)

第百八条の四 部が定める日までの間」 災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本 条の二第二項及び第八十六条の三第二 第二項から第六項までの規定を適用する。 条の三第二項及び第三項、 められたものとみなして、 項及び第八十六条の五第 とあるのは 第八十六条の二第 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは 「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該 項、 第八十六条の二第二項及び第三項、 項の規定により当該災害を指定する政令が定 第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五 第八十六条の三第 二項中 この場合において、 「政令で定める区域及び期間 一項、 第八十六条の四第一 第八十六 第八十六

とする。

められたときは 条の二第 しない。 十六条の五第 第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第八十六 一項、 項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定 第八十六条の三第一項、 前項 (当該政令に係る部分に限る。 第八十六条の四第一項又は第八 の規定は 適用

2

(新設)

第百八条の五

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関

第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは

指定し、

害法」という。

第

二条の規定により

当該災害を特定非常災害として

する法律

(平成八年法律第八十五号。

以下この条において

「特定非常災

当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第三条か

当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、

及び

 常災害発生日以後に法令に到来する特定義務(特定非	到来する特定義務	
 算して四月を経過する特定非常災害発生日から起	免責期限が到来する	
規定による災害緊急事態の 規定による災害緊急事態の	免責期限が定められた	第四条第二項
緊急事態の布告があった 「年法律第二百二十三号) 「年法律第二百二十三号) 「第百五条の規定による災害 「第一方の表別では、1000円であった」 「第一方の表別では、1000円であった」 「第一方の表別では、1000円であった」 「第一方の表別では、1000円であった」 「第一方の表別では、1000円であった」 「第一方の表別である。 「第一方の表別である。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。 「第一方ので。	延長期日が定められた	第三条第四項
経過する	政令で定める 超えない範囲内において	第三条第一項
の下欄に掲げる字句とする。「「「機に掲げる字句は、それぞれ同表項を除く。」の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲て、特定非常災害法第三条から第六条まで(特定非常災害法第四条第一ら第六条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなし	の下欄に掲げる字句とする。「「「「大き」で、特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、項を除く。」の規定を適用する。この場合において、次の項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次ので 関 に	の下欄に掲げる字句とする。の下欄に掲げる字に規定を適用する。)の規定を適用する。)の規定を適用する。

-							-
第五条第一項	第四条第四項				第四条第三項		
の政令でこの条に定める第二条第一項又は第二項	前三項	前項	免責期限が到来する	前二項	免責期限が定められた	責 任	
規定による災害緊急事態の災害対策基本法第百五条の	前二項	同項	算して四月を経過する特定非常災害発生日から起	前項	規定による災害緊急事態の 規定による災害緊急事態の	るものを含む。) るものを含む。)	規定されている履行期限が 一同じ。)

第十章 雑則

る政令が定められたときは、

災害法第二条第一項の規定により当該災害を特定非常災害として指定す

前項の規定は、

適用しない。

第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常

2

第六条 第五条第五項 行の 当該政令で定める める 同項に規定する政令で定 政令で定める 措置を指定するものの施 政令で定める 超えない範囲内において 超えない範囲内において 政令で定めるもの 経過する 同日後二年を経過する 経過する 布告があった 算して一年を経過する 法務大臣が告示するもの 特定非常災害発生日から起

第九章

雑則

罰則

_	
一例	
劢	١
音	
分	Ì
10	
改	Į
I	
괌	
ケ	Ì

第七章(被災者の援護を図るための措置(第九十条の二―第九十条の四 第六章 (略)	八) 第六節 物資等の供給及び運送(第八十六条の十六―第八十六条の十	第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)	第三款(被災者の運送(第八十六条の十四)	第一款・第二款(略)	第五節 (略)	第一節~第四節 (略)	第五章 災害応急対策	条の十三)	第三節 避難行動要支援者名簿の作成等(第四十九条の十―第四十九	―第四十九条の九)	第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等(第四十九条の四	第一節 通則 (第四十六条―第四十九条の三)	第四章 災害予防	(略)	目次	改正案
第七章 被災者の援護を図るための措置(第九十条の二)第六章 (略)	七) お資等の供給及び運送(第八十六条の十五―第八十六条の十	(新設)	第三款(被災者の運送(第八十六条の十四)	第一款・第二款 (略)	第五節 (略)	第一節~第四節 (略)	第五章 災害応急対策		(新設)		(新設)	(新設)	第四章 災害予防(第四十六条—第四十九条の三)	(略)	目次	現

(新設)	第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市
3~6 (略)	4 - 7 (略)
	ついて定めることができる。
	る防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)に
	生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区におけ
	、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発
	及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練
	定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項
(新設)	3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一
二•三 (略)	二・三(略)
「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱	て「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において	区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項におい
一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の	一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の
とする。	とする。
2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの	2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの
第四十二条 (略)	第四十二条 (略)
(市町村地域防災計画)	(市町村地域防災計画)
第三章 防災計画	第三章 防災計画
(略)	(略)

ればならない。
。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなけ。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなけ町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる

ものとする。 計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うは、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災」 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)

本地区居住者等に通知しなければならない。 | 決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をしましたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をしまを踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと

活動を実施するように努めなければならない。
該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災
市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計

(市町村相互間地域防災計画

2 (略)

第四十四条

略

3 第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計

(新設)	又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他(指定緊急避難場所の指定)
(新設)	第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等
2 (略)	2 (略) 七 (略)
(新設)	べき措置に関する事項 、 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ず
一〜五(略)	一〜五(略)
・ 15 15 15 15 16 16 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大(災害予防及びその実施責任)
(新設)	第一節通則
第四章 災害予防	第四章 災害予防
あるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替える。	「市町村防災会議の協議会」と読み替っております。
画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災	画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災

定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、
2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指
きは、同項の規定による指定を取り消すものとする。
四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めると
第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第
(指定の取消し)
ろにより市町村長に届け出なければならない。
令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるとこ
廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政
第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を
(指定緊急避難場所に関する届出)
府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道
いて同じ。)の同意を得なければならない。
ときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条にお
2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとする
難場所として指定しなければならない。
洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避
退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、

(新設)

公示しなければならない。

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の4(指定避難所の指定)

(新設)

の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のた界四十九条の七)市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他

めの立退きを行つた居住者、滯在者その他の者(以下「居住者等」とい

)を避難のために必要な間滞在させ、

又は自ら居住の場所を確保す

るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図

所として指定しなければならない。

2 について準用する。 項」と、 とあり、 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、 前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは 及び同条第三項中 この場合において、 第 項」 とあるのは 第四十九条の四第二 「第四十九条の七第 「次条第一項」 項中 指定避難所 前 項

と読み替えるものとする。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねること

(居住者等に対する周知のための措置)

ができる。

	一 氏名 一 氏名
	『避難行動要支援者名簿』とい
	を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項においてを災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)
	いて避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体とともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者につ
	援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める
	Ć.
(新設)	書が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難すること 第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災
	(避難行動要支援者名簿の作成)
(新設)	第三節 避難行動要支援者名簿の作成等
	を講ずるよう努めなければならない。
	させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に居知
	するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方
(新設)	第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資

_ 生年月日

三 性別

兀

五. 電話番号その他の連絡先 住所又は居所

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、 避難支援等の実施に関し市町村長が必

要と認める事項

3 を、 な限度で、 市町村長は、 その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部 その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報 第 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要

で利用することができる。

4

市町村長は

第

項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため

要

配慮者に関する情報の提供を求めることができる。 必要があると認めるときは、 関係都道府県知事その他の者に対して、

(新設)

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 第 された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 された情報 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、 (以下「名簿情報」という。) を、 市町村長は、 避難支援等の実施に必要な限度で、 その保有に当たつて特定 又は記録 前条

2

市町村長は

災害の発生に備え、

避難支援等の実施に必要な限度で、

員法

(昭和)

二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員

地域防災計画の定めるところにより

消防機関

都道府県警察、

民生委

社会福祉法

場合は、この限りでない。場合は、この限りでない。場合は、この限りでない。と前に関連支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報を提供でき、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報を提供を表した。という。)に対し、名簿情報を提供を表した。という。)に対し、名簿情報を提供を表した。という。次項において同じ。)の同意が得られない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

| おいては、 | おいては、 | おいては、 | おいては、 | では、 |

(秘密保持義務)

2 第六十条 第四十九条の十三 3 \ 8 役員) おいて、 、これらの者に対し、 に対し、 必要があると認めるときは、市町村長は、 生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に らない。 名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはな 名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、 指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。 実施に携わる者又はこれらの者であつた者は (市町村長の避難の指示等) 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、 第五章 第三節 若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の 避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 略 必要があると認めるときは、 災害応急対策 事前措置及び避難 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により 避難のための立退きを指示することができる。 市町村長は、 必要と認める地域の居住者等 正当な理由がなく その立退き先として 又は指示する場合に 人の その 当該 2 第六十条 3 \ 8 おい することができる。 避難のための立退きを指示することができる。 立退きを勧告し、 滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、 必要があると認めるときは、市町村長は、 生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に (新設) (市町村長の避難の指示等) 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、 第五章 て、 第三節 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 (略) 必要があると認めるときは、 災害応急対策 事前措置及び避難 及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、 市町村長は、 必要と認める地域の居住者、 その立退き先を指示 又は指示する場合に 避難のため 人の 0

第四節 応急措置等

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 より、 を取ることができる。 所に立ち入り検査をさせ、 若しくは物資を管理し、 法 いて応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、 場合において、 土地、 (昭和二十二年法律第百十八号)第七条から第十条までの規定の例に 従事命令、 家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場 都道府県知事は、 第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項につ 協力命令若しくは保管命令を発し、 使用し、若しくは収用し、 若しくは物資を保管させた者から必要な報告 当該都道府県の地域に係る災害が発生した 又はその職員に施設 施設、 土地、 災害救助 家屋

2 (略

(避難所等に関する特例)

(削る)

第四節 応急措置等

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 場合において、 地 要な報告を取ることができる させる場所に立ち入り検査をさせ、 員に施設、 定の例により、 法 いて応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、 (昭和二十二年法律第百十八号) 第二十四条から第二十七条までの規 家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、 土地、 都道府県知事は、 第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項に 従事命令、 家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管 協力命令若しくは保管命令を発し、 当該都道府県の地域に係る災害が発生した 若しくは物資を保管させた者から必 又はその職 施設、 災害救助 土 0

2 (略)

(避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係

住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在さな間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した一避難所(避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要

(削る)	二
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第五節 被災者の保護	第五節 被災者の保護
第四款 安否情報の提供等	(新設)
第八十六条の十五都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町	(新設)
村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところ	
という。)について照会があつたときは、回答することが	
2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答する	
ときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害	
することのないよう配慮するものとする。	
3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い	
、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有す	
る被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特	
定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	
4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い	
、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、	
関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、	
被災者に関する情報の提供を求めることができる。	

前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	援護の実施の状況住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	住所又は居所	性別	生年月日	氏名	するものとする。	被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録	作成することができる。	台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を	必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする	において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため	第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合	(被災者台帳の作成)	第七章 被災者の援護を図るための措置	第八十六条の十六~第八十六条の十八 (略) 第	第六節 物資等の供給及び運送
												(新設)		第七章 被災者の援護を図るための措置	第八十六条の十五~第八十六条の十七 (略)	第六節 物資等の供給及び運送

当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することその保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、

関する情報の提供を求めることができる。と認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者にと認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者にといる被災者台帳の作成のため必要がある

ができる。

(台帳情報の利用及び提供)

は、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録さ第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

れた情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に

当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提

供することができる。

において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号

で利用するとき。
「市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部」

| 係る台帳情報を利用するとき。 | 提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に| 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の

の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 前項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定による台帳情

$\widehat{\ldots}$
傍線
部
分は
改工
止部
分

(救助の対象)	者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。の他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災	第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社そ	(目的) 第一章 総則	附則	第五章 罰則(第三十一条—第三十四条)	第四章 雑則(第三十条)	第三章 費用(第十八条—第二十九条)	第二章 救助(第三条—第十七条)	第一章 総則(第一条・第二条)	目次	災害救助法	(削る)	改正案
	にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。の他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害	第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社そ	第一章 総則								(新設)	災害救助法	現

第二条 る。 が、 第 域)内において当該災害により被害を受け、 (地方自治法 項の指定都市にあっては、 政令で定める程度の災害が発生した市町村 この法律による救助(以下「救助」という。)は、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九 当該市の区域又は当該市の区の区域とす 現に救助を必要とする者 (特別区を含む。) の区 都道府県知事 第二条 る。 第一 が、 域 (地方自治法)内において当該災害にかかり、 項の指定都市にあつては、 政令で定める程度の災害が発生した市町村 この法律による救助(以下「救助」という。)は、 (昭和二十二年法律第六十七号) 当該市の区域又は当該市の区の区域とす 現に救助を必要とする者に対して (特別区を含む。) の区 第二百五十二条の十九

都道府県知

(削る)

に対して、これを行う。

第 二章 救助

(都道府県知事の努力義務)

第三条

都道府県知事は、

樹立、 強力な救助組織の確立並びに労務、 施設、 設備、 物資及び資金 0)

救助の万全を期するため、常に、

必要な計画

整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、 次のとおりとする。

避難所及び応急仮設住宅の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、 寝具その他生活必需品の給与又は貸与

兀 医療及び助産

五. 被災者の救出

六 被災した住宅の応急修理

> 第三条から第一 - 条まで 削除

、これを行なう。

第二章 救助

(T) 第二十二条 金の整備に努めなければならない。 画の樹立、 強力な救助組織の確立並びに労務 都道府県知事は、 救助の万全を期するため、 施設、 設備、 常に、 物資及び資 必要な計

第二十三条 救助の種類は、 次のとおりとする。

収容施設 (応急仮設住宅を含む。)の供与

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、 寝具その他生活必需品の給与又は貸与

兀 医療及び助産

五. 災害にかか つた者の救出

六 災害にかかつた住宅の応急修理

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

対し、金銭を支給してこれを行うことができる。 規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の (2)

|3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の収用等)

第五条 は 要があると認めるときは、 防災業務計画をいう。)の定めるところにより、 次条において同じ。) 機関の長 る機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあって 若しくは第二項若しくは国家行政組織法 政機関が内閣府設置法 十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、 第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げ 保管若しくは輸送を業とする者に対して、 当該指定行政機関とする。 指定行政機関の長 (同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。 は、 (平成十一年法律第八十九号) (災害対策基本法 救助に必要な物資の生産、 防災業務計画 次条において同じ。 (昭和二十三年法律第百二十号 (同法第 (昭和三十六年法律第二百二 その取り扱う物資の保管を 救助を行うため特に必 一条第九号に規定する)及び指定地方行政 集荷、 第四十九条第一項 販売、 当該指定行 配給

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

土 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に② 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の

対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める

第二十三条の二 特に必要があると認めるときは、 定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、 をいう。 地方行政機関の長 にあつては、 口に掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合 百二十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号 条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法 該指定行政機関が内閣府設置法 第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、 配給、 次条において同じ。)は、 保管若しくは輸送を業とする者に対して、 当該指定行政機関とする。 指定行政機関の長 (同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関 (平成十一年法律第八十九号) 救助に必要な物資の生産、 (災害対策基本法 防災業務計画 次条において同じ。 (同法同条第九号に規 (昭和二十三年法律第 その取り扱う物資の (昭和三十六年法 救助を行うため) 及び指定 第四 販売 0 十 当 長

命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

失を補償しなければならない。 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損

(指定行政機関の長等の立入検査等)

り検査をさせることができる。 は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入ため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用する 第六条

該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 より物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定に ②

の場所の管理者に通知しなければならない。 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をそ

を示す証票を携帯しなければならない。 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた

(新設)

ものと解釈してはならない

(従事命令)

は、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき

保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

② 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

③ 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき

損失を補償しなければならない

収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政第二十三条の三(前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を

に立ち入り検査をさせることができる。機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所

物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。より物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、

前条第一

項の

が規定に

の場所の管理者に通知しなければならない。 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をそ

金示す証票を携帯しなければならない。当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分

ときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基第二十四条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認める

は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又

- できる。
 て要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることがの規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めの規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認め
- | 4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
- の実費を弁償しなければならない。 | 5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、そ | ⑤

(協力命令)

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関す

る業務に協力させることができる。

(都道府県知事の収用等)

第九条 を管理し、 要があると認めるときは、 又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、 都道府県知事は、 土地、 家屋若しくは物資を使用し、 救助を行うため、 病院、 診療所、 旅館その他政令で定める施設 特に必要があると認めるとき 物資の生産、 集荷、 販売 必

療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることがでく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医

たる。
療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることがで

- 条の規定に基づく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認② 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、都道府県知事が第三十一
- ③ 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範

囲は、

政令でこれを定める。

が

できる

めて要求したときは、

輸送関係者を救助に関する業務に従事させること

- 準用する。 第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを
- の実費を弁償しなければならない。
 ⑤ 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、そ

関する業務に協力させることができる。第二十五条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に

施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定めるとき、又は第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため第二十六条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認める

保管を命じ、又は物資を収用することができる。、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県知事の立入検査等)

所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。は、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるとき第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資 第

立ち入り検査をさせることができる。
、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に
2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(削る)

(通信設備の優先使用権)

長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の命を受けた者助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救

資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物

② 第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準

用する。

第 ときは、 物資を使用し、 る場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる 二十七条 都道府県知事は、 前条第一 物資の保管を命じ、 項の規定により施設を管理し、 当該職員に施設、 又は物資を収用するため必要がある 土地、 家屋、 土地、 物資の所在 家屋若しくは

ち入り検査をさせることができる。 必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立② 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、

③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設

家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

土地、

村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の命を受けた救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町第二十八条『厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により

有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和五十九との業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和五十九は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、

(扶助金の支給)

合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、

(事務処理の特例)

る事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
きは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関す第十三条都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めると

府県知事が行う救助を補助するものとする。 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道

(内閣総理大臣の指示)

府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道

昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置す業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には

る有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給するに従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は第二十九条 第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務

第三十条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めると

る事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。きは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関す

府県知事が行う救助を補助するものとする。② 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道

府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。第三十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 ない。 日本赤十字社は、その使命に鑑み、 救助に協力しなければなら

2 共団体以外の団体又は個人がする協力 政府は、 についての連絡調整を行わせることができる 日本赤十字社に、 政府の指揮監督の下に、 (第八条の規定による協力を除く 救助に関し地方公

(日本赤十字社 への委託)

第十六条 を日本赤十字社に委託することができる。 都道府県知事は、 救助又はその応援の実施に関して必要な事項

(事務の区分)

第十七条 第 ることとされている事務は、 十二条 及び第二項 において準用する第五条第二項、 同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、 号法定受託事務とする。 第二条、 第十三条第一 同条第三項において準用する第六条第三項、 第四条第二 項並びに第十四条の規定により都道府県が処理す 項、 地方自治法第二条第九項第一号に規定する 第七条第五項、 第七条第 項及び第一 第八条、 項、 第十一条、 第十条第一項 第九条第一項 同条第四項 第

2

第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

は

第三十一条の二 ければならない 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、 救助に協力しな

除く。 共団体以外の団体又は個人がする協力 政府は、)の連絡調整を行なわせることができる 日本赤十字社に、 政府の指揮監督の下に、 (第二十五条の規定による協力を 救助に関し 地方公

2

第三十二条 都道府県知事は、 救助又はその応援の実施に関して必要な事

項を日本赤十字社に委託することができる。

(削る)

第三章

費用

(費用の支弁区分)

2 第十八条 する。 協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るも の支給で、 必要な費用を含む。 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金 第四条の規定による救助に要する費用 第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による は、 救助の行われた地の都道府県が、これを支弁 (救助の事務を行うのに

に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、

同項の規定によ

統括する都道府県が、

のに要する費用は、

その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の

第七条第二項の規定による従事命令によって救助

第三十二条の二 第 五項、 都道府県が処理することとされている事務は 二十三条の二第 項 一十八条、 号に規定する第 同 第二十五条 条第四項において準用する第二十三条の一 第二十九条、 第 一項及び第三項、 条、 第二十六条第 号法定受託事務とする。 第二十三条第 第三十条第 第 一項 一十七条第 項並びに第三十 項 同条第一 第 地 一項から第三項まで、 一第一 一十四条第 一項において準用する第 方自治法第二条第九項 項、 条の規定により 第一 項 一十四条第 及び第二 第

2 る。 は、 第三十条第一 地方自治法第二 |項の規定により市町村が処理することとされてい 一条第九項第一号に規定する第 一号法定受託事務とす る事務

第三章 費用

2 第三十三条 条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、 事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用 都道府県知事の統轄する都道府県が、 した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した 扶助金の支給で、 を支弁する。 うのに必要な費用を含む。 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による 第二十三条の規定による救助に要する費用 第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五 は、 救助の行われた地の都道府県が、 第二十四条第二項の規定による従 (救助の事務を行 又は協力

| 求を行った都道府県に対して弁済することができる。 | による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請

4 国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を

弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁

済した費用を求償するものとする。

(国庫負担)

第二十一条 いては、 見込額 いては、 めるところによるものとする。 て負担するものとする。 のとし、 であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するも 第一条第一項第五号にいう標準税率 該都道府県の普通税 該合計額が、 費用を含む。 支払に要した費用 することができるものを除く。)並びに同項の規定による求償に対する 第十九条の規定による補償に要した費用 (以下この項において「収入見込額」という。) の百分の二以下 収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従っ 地方交付税法 同法に定める税率とする。)をもって算定した当該年度の収入 国庫は、)の合計額が政令で定める額以上となる場合において、 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当 (前条第四項の規定による求償に対する支払に要した 都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び (法定外普通税を除く。以下同じ。) について同法 (昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定 この場合において、 (標準税率の定めのない地方税につ (前条第一項の規定により求償 収入見込額の算定方法につ 当

第三十六条 いては、 いては、 て負担するものとする。この場合において、 めるところによるものとする のとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つ であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するも 見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の百分の二以下 第一条第一項第五号にいう標準税率 該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法 該合計額が、 払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、 ることができるものを除く。)並びに前条の規定による求償に対する支 び第三十四条の規定による補償に要した費用 同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入 地方交付税法 国庫は、 地方税法 都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用 (昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当 (昭和二十五年法律第二百十一号) (標準税率の定めのない地方税につ 収入見込額の算定方法につ (前条の規定により求償す 第十四条の定 当

収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

収入見込額の百分の二以下の部分については、

その額の百分の五十

(災害救助基金)	た」とする。 項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請され 四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二 を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第	前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用る必要があること。	都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済す事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該	二 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の	いこと。	よう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らな	前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済する	府県に対して支払うことができる。	による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道	、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定	のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより	国は、前条第二項の規定による要請があった場合において、次の各号	+	三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九	の額の百分の八十	二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、そ
		(新設)										(新設)	+	三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九	の額の百分の八十	二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、そ

対政融資資金への預託又は確実な銀行への預金 一第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。 第四	災害救助基金に繰り入れなければならない。 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 切外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを なが、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がら支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がら支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がら支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がら支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がら支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がら支出された額を超過するときは、その超過額は、これを 以外の財源がらずるとは、日本・ 以外の財源がらずるとは、日本・ 以外の財源がらずるとは、日本・ は、 は、日本・ は は、日本・ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	れなければならない。	第二十二条 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充て 第三第二十三条 災害救助基金を積み立てておかなければならない。 第三第二十三条 災害救助基金を積み立てておかなければならない。 第三第二十三条 災害救助基金がその最少 第額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。 (削る) (削る)
一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金第四十一条 災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。	い。 ときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならなを支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過する第四十条 第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用	入れなければならない。 第三十九条 災害救助基金から生ずる収入は、 <u>すべて</u> 災害救助基金に繰り	第三十七条 都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。 第三十八条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金の最少額が五において、積み立てなければならない。 百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額が五五百万円とする。

第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により 第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により 第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により 関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこと は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合に は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合に 機替支弁させることができる。 (新設)	型しているときは、同条の規定によいにおいて、災害救助基金から補助において、災害救助基金から補助る事務の一部を市町村長が行うことができる。 近、救助を行った者について、災害ができる。 により情報の提供の求めがあったといての同条第二項第一号から第四により
られている都道府県は、区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。) 第四十三条 災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立て	られている都道府県は、区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立て
	することができる。 第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出
三 第二十三条第一項に規定する給与品の事前購入 二 国債証券、地方債証券、勧業債券その他確実な債券の応募又は買入	三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入 二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

る情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

- | 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者
- 二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかっ

た者

明治四十年法律第四十五号)に正条があるものは、同法による。は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(第三十二条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者 気

しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し第三十三条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは

したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰従業者がその法人又は人の業務に関し第三十一条又は前条の違反行為を第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

第四章 罰則

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は

五万円以下の罰金に処する。

- 第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者
- 二 第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定による保管命令

に従わない者

金に処する。
金に処する。
金に処する。
金に処する。
第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避しの規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは高避し

なしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の従業者がその法人又は人の業務に関し第四十五条又は前条の違反行為を第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

_
傍
線
77
部
分
IJ
は
改
正
40
部
分
IJ,
\sim

改正案	現	行
(趣旨)	(趣旨)	
第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るた	第一条 この法律は、特定非常災害	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るた
め、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了	め、特定非常災害が発生した場合	特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了
日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決	日の延長、履行されなかった義務	履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決
定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法(昭和	定の特例、民事調停法(昭和二十	(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停
二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並び	の申立ての手数料の特例並びに建築基準法	築基準法(昭和二十五年法律第二百一
に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年	号)及び景観法(平成十六年法律第百十号)	第百十号)による応急仮設住宅の存続
法律第百十号) による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるも	期間の特例について定めるものとする。	する。
のとする。		
(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)	(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)	用すべき措置の指定)
第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者	第二条 著しく異常かつ激甚な非常	く異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者
の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過	の行政上の権利利益の保全等を図	の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過
となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をす	となった法人の存立、当該非常災	当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速
べきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常	かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の	災害に係る応急仮設住宅の入居者の居
災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非	住の安定に資するための措置を講	の措置を講ずることが特に必要と認められるもの
常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を	が発生した場合には、当該非常災	当該非常災害を特定非常災害として政令で指定す
講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常	るものとする。この場合において、	この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が

一、災害が寺官卡常災害のこと女子で旨官するこのにする。この易なこの、	一番ヒンミヨど寺官ド常は写名ヒヨコンできりるらりこける。
て、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生が急を特別非常災害として政争で批別できせのとする。この場合によい	多生した日を特定非常労害多生日として気みるものと言る
日として定めるものとする。	
2 (略)	2 (略)
(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)	
第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者	(新設)
)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が	
避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定	
めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第	
八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定	
によって伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条	
において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発	
生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日	
までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長す	
る。	
売人 一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相	
二 相続人(前号の場合にあっては、同号に定める者)が未成年者又は	
成年被後見人である場合。その法定代理人	
第七条~第九条(略)	第六条~第八条 (略)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部分
J

改正案	現	行
(所掌事務)	(所掌事務)	
第四条 (略)	第四条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成する	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、	nは、前条第二項の任務を達成する
ため、次に掲げる事務をつかさどる。	ため、次に掲げる事務をつかさどる。	
一~八 (略)	一~八 (略)	
八の二 被災者の応急救助及び避難住民等(武力攻撃事態等における国	(新設)	
民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第		
七十五条第一項に規定するものをいう。)の救援に関すること。		
九~十四 (略)	九~十四 (略)	
十四の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)	十四の二 原子力災害対策特別措置は	原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)
第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の	第二条第一号に規定する原子力災害	号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の
保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力	保護のための措置に関する法律(平	の措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五
攻撃原子力災害を含む。)に対する対策に関すること。	条第七項第一号に規定する武力攻撃	条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対
	策に関すること。	
十四の二の二〜六十二(略)	十四の二の二~六十二(略)	

改正案	現	行
(所掌事務)	(所掌事務)	
第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	第四条 厚生労働省は、前条の任務	前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ
かさどる。	かさどる。	
一 一 ~ 三 十 一 (略)	一~三十一 (略)	
三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関	三十二 麻薬、向精神薬、大麻、	あへん及び覚せい剤に関する取締りに
すること	関すること	
三十三~八十二(略)	三十三~八十二 (略)	
八十三 削除	八十三 被災者の応急救助及び避難住民等	難住民等(武力攻撃事態等における国
	民の保護のための措置に関する法律	a法律(平成十六年法律第百十二号)第
	七十五条第一項に規定する避難	七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。)の救援に関すること
	9	
八十四・八十五 (略)	八十四・八十五 (略)	
八十六 第八十一号、第八十二号及び前二号に掲げるもののほか、国民	八十六 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、	に掲げるもののほか、国民生活の保護
生活の保護及び指導に関すること。	及び指導に関すること。	
八十七~百十一 (略)	八十七~百十一 (略)	
2 (略)	2 (略)	

ている事務	十八号) より都道府県が処理することとされている事務 十八号) 十八号) 十八号) 十五条、条第二項、第十条第一項及び第二項、同条第三項に 十五条、第二十五条、第二項及び第二項、同条第三項に 第二十五条、第二年	+法律第百 二項、同条第四項において準用する第五条第二 二十二年法律第百 事務 法律 事務	定受託事務(第二条関係)	致 正 案 現
	条の規定により都道府県が処理することとされて準用する第二十六条第一項がに第三項で、第二十八条第二項とび第三項、 第二十九条、第二十六条第一項、同条第二項においる 第二十九条、第二十六条第一項、同条第二項においる (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		定受託事務(第二条関係)	現 行

_
傍
1/2
線
部
分
は
改
正
部
分

にその通知に係る事項を通知しなければならない。	での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長	難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内	をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避	国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知	第十三条の二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした	(関係市町村長への通知)	改正案
	にその通知に係る事項を通知しなければならない。	難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長	をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避	国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知	第十三条の二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした	(関係市町村長への通知)	現

$\overline{}$
傍
線
部
/\
分
14
は
J
改
Ť
正
40
部
分
ಌ

示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなつた日(以下この項におい	示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなつた日(以下この項におい
一条第三項において準用する場合を含む。)及び第五項の規定による公	一条第四項において準用する場合を含む。)及び第六項の規定による公
」という。)が行われた場合において、同法第六十条第四項(同法第六十	」という。)が行われた場合において、同法第六十条第五項(同法第六十
二項の規定による警戒区域の設定(以下この項において「避難の指示等	二項の規定による警戒区域の設定(以下この項において「避難の指示等
法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第	法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第
、同法第六十一条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同	、同法第六十一条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同
第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示	第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示
翌々年度(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条	翌々年度(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条
おいて「被災住宅用地」という。)のうち、当該被災年度の翌年度又は	おいて「被災住宅用地」という。)のうち、当該被災年度の翌年度又は
分の固定資産税について前条の規定の適用を受けたもの(以下この条に	分の固定資産税について前条の規定の適用を受けたもの(以下この条に
度(以下この条及び第三百五十二条の二において「被災年度」という。)	度(以下この条及び第三百五十二条の二において「被災年度」という。)
る場合には、当該日の属する年の前年の一月一日)を賦課期日とする年	る場合には、当該日の属する年の前年の一月一日)を賦課期日とする年
被災年」という。)の一月一日(当該震災等の発生した日が一月一日であ	被災年」という。)の一月一日(当該震災等の発生した日が一月一日であ
いた土地で当該震災等の発生した日の属する年(以下この項において「	いた土地で当該震災等の発生した日の属する年(以下この項において「
等」という。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されて	等」という。)により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されて
及び第三項並びに第三百五十二条の二第三項及び第六項において「震災	及び第三項並びに第三百五十二条の二第三項及び第六項において「震災
第三百四十九条の三の三 震災、風水害、火災その他の災害(以下この項	第三百四十九条の三の三 震災、風水害、火災その他の災害(以下この項
(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)	(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)
現	改正案

2 \ 4 限り、 定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。 各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、 号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において いて住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に 度までの各年度分。 解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年 被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等 分(避難の指示等が行われた場合において、 日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第三項 に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期 条において同じ。 日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。 るときは、 7 及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。 の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日にお が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度 前条第二項中 「避難等解除日」という。)の属する年が被災年の翌年以後の年であ 当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(前条第二項各 略 当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一 「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、)に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用 以下この条及び第三百五十二条の二において同じ。 避難等解除日の属する年が 「次条第一項の規 以下この 当該

限り、 度までの各年度分。 7 定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。 各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、 号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合におい いて住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に)の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日に 解除日の属する年の一月一日以後三年を経過する日を賦課期日とする年 被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等 分(避難の指示等が行われた場合において、)が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度 及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。 日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第三項 に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期 条において同じ。 日以後三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。 るときは、 前条第二項中 「避難等解除日」という。)の属する年が被災年の翌年以後の年であ 当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(前条第二項各 当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一)に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地 「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、 以下この条及び第三百五十二条の二において同じ。 避難等解除日の属する年が 「次条第一項の規 以下この 当該 0 用

2~4 (略)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

定の例により、扶助金を支給しなければならない。	定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規	、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第七条(従事命令)の規	事し、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては	第三十二条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従 第	(扶助金の支給)	改正案
の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。	の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法	、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十四条(従事命令)	事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては	第三十二条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従	(扶助金の支給)	現

(傍線
冰部分
がは改
近部
分

□ 指定都市の長 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に□ 指定都市の長 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に		
	(略) (略)	 の 二
	一次害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三市町村長 「	一 市 町
機関内の市町村の執行提供を受ける区域事務	機関内の市町村の執行内の市町村の執行提供を受ける区域事務	機内提供を受けた。
別表第二(第三十条の七関係)	別表第二(第三十条の七関係)	別表第二 (
現	改正案	

知事の二都道府県(略)	一 都道府県知事 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一 の安否情報の回答に関する事務であつて総務省 での安子情報の回答に関する事務であつて総務省 である。	関都道府県の執行機提供を受ける他の 事務	別表第三(第三十条の七関係)	二~十一 (略) (略)	
都	(新 設)	関都道府県	別表第三	<u>-</u> ,	
都道府県知事		関都道府県の執行機提供を受ける他の	別表第三(第三十条の七関係)	略)	
令で定めるもの十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第一項の特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の	(新設)	事務	の七関係)	(略)	所を移した選挙人が従前の市町村において当該都がを移した選挙人が従前の市町村において当該都がある事務であつて総務省令で定めるもの

市町村長 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住
する事務であつて総務省令で定めるもの 二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関 よる同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第長 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に
(新設)
関の市町村の執行機都道府県の区域内事務
(第三十条の七関係)
(略)

	二~三十四(略)	二~三十四 (略)
定めるもの	つて総務省令で定めるもの	
三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であ	三条第二項の届品	
[利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十	一 特定非営利活	一の二(略)
		答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	(新設)	一 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回
(第三十条の八関係)	別表第五 (第三十名	別表第五 (第三十条の八関係)
(略)	二~十(略)	二~十(略)(略)
る事務であつて総務省令で定めるもの		
より提示することとされている文書の交付に関す		
合において公職選挙法第四十四条第三項の規定に		
道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場		
所を移した選挙人が従前の市町村において当該都		

有する者」と、同法第六十条第三項中「報告」とあるのは「報告し、及	」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応
地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を	準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者
おいて、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模	七十四条の三並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に
七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に準用する。この場合に	六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第
三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条並びに第	一条の二(同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。)、第
第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十	第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十
(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)	(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)
任を有する者」と読み替えるものとする。	のとする。
規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責	第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるも
において「災害応急対策責任者」という。)」とあるのは、「その他大	」という。)」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条
共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この条及び第五十八条	共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者
について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「、公	について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「、公
は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知つた場合	は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知つた場合
防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定	防災に関する信号について、同法第五十五条から第五十七条までの規定
について、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合における	について、同法第五十二条の規定は警戒宣言が発せられた場合における
第二十条 災害対策基本法第五十一条第一項の規定は地震予知情報の伝達	第二十条 災害対策基本法第五十一条第一項の規定は地震予知情報の伝達
(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)	(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)
現	改正案

あるのは 急対策の実施の責任を有する者」と、 「報告し、 及び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする 同法第六十条第四項中 「報告」と

2 •

略

(応急公用負担の特例)

2 略

第二十七条

(略

3 地 に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ ら第十条までの規定の例により、 と認めるときは、 項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要がある 若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。 都道府県知事は、 家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、 災害救助法 第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事 (昭和二十二年法律第百十八号) 協力命令若しくは保管命令を発し、 又はその職員 第八条か 土

4 9 略

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の 第七十四条の三の規定による応援に要した費用について、 て準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一 第七十四条第一項又は 同法第九十三 項におい

び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。

2 • 3 略

(応急公用負担の特例)

第二十七条 略

2 (略)

3 できる。 査をさせ、 その職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検 発し、土地、 条から第二十七条までの規定の例により、 と認めるときは、 項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要がある 都道府県知事は、 若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することが 家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、 災害救助法 第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事 (昭和二十二年法律第百十八号) 協力命令若しくは保管命令を 第二十五 又は

4 9 (略)

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府 規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十 て準用する同法第六十七条第一項、第六十八条又は第七十四条第 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第 項に 一項の お

の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同成党による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災

用について準用する。

る措置に要した費用について準用する。

	害対策特別措置法
	(平成十一
	一年法律第百五十六号)
	(
(傍線の部分は改正部分)	
分	

4 (略)	に関する事項を指示するものとする。	屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策	基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は	に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策	直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事	3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、	2 (略)	第十五条 (略)	(原子力緊急事態宣言等)	等三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置	(略) (略) 第五章 原子力災害事後対策(第二十七条—第二十七条の六)	(略)	改 正 案
4	に関	応急対策 屋内			府県知事 直ちに、	3	2	第十五条	(原		(略) 第五章	(略)	
(略)	関する事項を指示するものとする。	1への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策	基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は	に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策	に、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事	内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、	(略)	1条 (略)	(原子力緊急事態宣言等)	等 第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置	芸) 原子力災害事後対策(第二十七条―第二十七条の四)	(1,	現
		こその他の緊急事態応急対策	6る避難のための立退き又は	?替えて適用される災害対策	市町村長及び都道府県知事	『及び提出があったときは、				5原子力災害対策本部の設置	-第二十七条の四)		行

第五章 原子力災害事後対策 第五章

(市町村長の 避難の指 示等

第一 一十七条の二 (略

2

略

3 条第 項第 号に掲げる調査により、 当該調査を実施した原子力災

害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認

められた場合において、 当該汚染による原子力災害が発生し、 又は発生

するおそれがあり、 て人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、 かつ、避難のための立退きを行うことによりかえっ 市 町村

長は、 当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の 居住者

滞在者その他の者に対し、 屋内での待避その他の屋内における避難

ための安全確保に関する措置 (以 下 「屋内での待避等の安全確保措置

という。)を指示することができる。

4 指示し、 たときは、 の退避を勧告し、 市町村長は、 又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示し 速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事 第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内へ 若しくは指示し、 若しくは立退き先若しくは退避先を 3

5 しなければならない。 市町村長は、 避難の必要がなくなったときは、 前項の規定は、この場合について準用する。 直ちに、 その旨を公示

に報告しなければならない。

原子力災害事後対策

(市町村長の避難の指示等)

第二十七条の二 略

(略)

2

(新設)

事に報告しなければならない。 0) したときは、 退避を勧告し、 市町村長は、 速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知 第一 若しくは指示し、 項の規定により避難のための立退き若しくは屋内 又は立退き先若しくは退避先を指

しなければならない。 市町村長は、 避難の必要がなくなったときは、 前項の規定は、この場合について準用する。 直ちに、 その旨を公示

4

(警察官等の避難の指示)

避難のための立退き若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確 等実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、 要求があったときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対 要求があったときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対 のは声でのも避等の安 のとき、又は市町村長から のとき、又は市町村長から

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難保措置を指示することができる。

のための立退き又は屋内への退避を指示する場合について準用する。

は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときる。警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き君

て準用する。
4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長につい

(指定行政機関の長等による助言)

第二十七条の四 関する事項について は指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、 条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとす ための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、 る場合において 市町村長は、 必要があると認めるときは、 助言を求めることができる。 第二十七条の二第 若しくは指示し、 指定行政機関の長若しく 一項の規定により この場合において 当該勧告又は指示に 又は同 避難 0

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 できる。 他の者に対し、 子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、 は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、 の立退き又は屋内への退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、 同条第 避難のための立退き又は屋内 前条第一項の場合において、 一項の規定は この場合について準用する。 市町村長による避難のため への退避を指示することが 滞在者その 当該原 又

(新設)

ければならない。 屋内への退避を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しな 2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退き又は

て準用する。 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長につい

(新設)

都道府県知事は 助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は その所掌事務に関し、 必要な助言をするものとする。

(避難の 指 示等のための通信設備の優先利用等)

第二十七条の五 災害対策基本法第五十七条の規定は 市町 村長が第二十 (新設)

を勧告し 七条の二第 若しくは指示し、 項の規定により 又は同条第三項の規定により屋内での待避 避難のための立退き若しくは屋内 の退避

等の安全確保措置を指示する場合について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

2 (略 第二十七条の六

略)

3 第二十七条の四の規定は、 第 項の規定により警戒区域を設定しよう

とする場合について準用する。

第六章 雑則

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定 る規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げ

0

0

(市町村長の警戒区域設定権等)

2

第二十七条の四

(略)

(略)

(新設)

第六章 雑則

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 る規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定 (石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げ

略)		第五十一条の二	項第五十一条第三	(略)) 9 0 <u>=</u>	第四十九条の	(略)	読み替える規定
略)	予想される災害	防災計画	(略)	(略)	害復旧災害応急対策又は災	災害予防責任者	(略)	読み替えられる字句
(略)	生ずる蓋然性を含む。)		(略)	(略)	力災害事後対策緊急事態応急対策又は原子	業者を含む。)	(略)	読み替える字句
略)		(新設)	項 第五十一条第三	(略)		二 第四十九条の	(略)	読み替える規定
(略)		(新設)	(略)	(略)	害復旧	災害予防責任者	(略)	読み替えられる字句
(略)		(新設)	(略)	(略)	力災害事後対策緊急事態応急対策又は原子	業者を含む。)	(略)	読み替える字句

第五十六条第一				(削る)	第五十五条	項及び第七項
法令の規定により災				(削る)	(略)	災害
原子力災害対策特別措置法				(削る)	(略)	原子力災害
(新設)				第五十六条	第五十五条	項第五十三条第六
新設)	予想される災害	予報若しくは警報	害に関する予報若し くは警報の通知を受 は警報を知つたとき は警報を知つたとき は警報を知つたとき	法令の規定により災	(略)	災害
(新設)	生ずる蓋然性を含む。) 原子力災害(原子力災害が	指示	第十五条第二項の規定による指示を受けたとき	原子力災害対策特別措置法	(略)	原子力災害

第六項まで二第四項から	(略)	第五十六条第二								項
(略)	(略)	立退き	予想される災害	報当該予報若しくは警	報をしたとき	、法令の規定によりは警報を知つたとき	に関する予報若しく	けたとき、自ら災害	くは警報の通知を受	害に関する予報若し
略)	(略)	立退き又は屋内への退避	生ずる蓋然性を含む。)	当該指示				指示を受けたとき	二十条第二項の規定による	第十五条第三項若しくは第
	•			•						
第七十四条の	(略)	(新 設)								
(略)	(略)	(新設)								
略)	(略)	(新設)								

第九十条の二第	第九十条	(略)		第一項第七十八条の二	一項第七十八条第	(略)		第七十四条の三
災 害	(略)	(略)	防災計画	災 害	(略)	(略)	災害応急対策	災 害 が
原子力災害	(略)	(略)		生ずる蓋然性を含む。)	(略)	(略)	緊急事態応急対策	生ずる蓋然性を含む。) が原子力災害(原子力災害が
(新設)	第九十条	(略)		(新設)	一項 第七十八条第	(略)		(新設)
(新設)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)		(新設)
(新設)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)		(新設)

		2					
略)	読み替える規定	原子力緊急事態 での間における災 での間における災 ぎかった。 がる場合を含む。	(略)	第四号第二項	第二号第百八条第二項	第百四条	(略)
(略)	読み替えられる字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 れる場合を含む。)の適用については、これらの規定によりまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げるの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態知	(略)	災害	災害応急対策	(略)	(路)
(略)	読み替える字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 いる場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げすート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用さでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コン原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるま	(略)	原子力災害	緊急事態応急対策	(略)	(略)
(略)	読み替える規定	原子力緊急事態 での間における災 での間における災 での間における災 がる場合を含む。	(略)	(新設)	(新設)	第百四条	(略)
(略)	読み替えられる字句	をれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 を災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる 実防止法第三十二条第二項の規定によりま を災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる ののでは、これらの規定はよりま	(略)	(別姓)	(新設)	(略)	(略)
(略)	読み替える字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 いる場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げすート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用さでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コン原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるま	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)

_							
	(削る)	(削る)	(削 る)			(削る)	第六十条第二項
	(削る)	(削る)	(削 る)			(削る)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)			(削る)	(略)
	項及び第二項第六十一条第一	第六十条第六項	第六十条第五項			第六十条第三項	第六十条第二項
	立退き	公示	災害が発生した場合	都道府県知事	立退き先	立退きを	(略)
	立退き又は屋内への退避	報告 に原子力災害対策本部長に 公示するとともに、速やか	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	郡道府県知事原子力災害対策本部長及び	立退き先若しくは退避先	避を立退き若しくは屋内への退	(略)

-						
第六十一条第一	第六十条第七項	第六十条第六項			第六十条第四項	第六十条第三項
立退き	公示しなければ	災害が発生した場合において、当該災害	都道府県知事	立 退 き 先	立 退 き を	まさに発生しようとしている場合
立退き若しくは屋内への退	報告しなければ公示するとともに、速やか公示するとともに、速やか	原子力緊急事態宣言があつ力災害(原子力災害が生ず力災害(原子力災害が生ず力災害が生ずる蓋然性を含む。)	都道府県知事郡道府県知事	立退き先若しくは退避先	避を立退き若しくは屋内への退	院宣言があるまでの間に時から原子力緊急事態解
(新設)	(新設)	(新設)			(新設)	新設)
(新設)	(新設)	(新設)			(新設)	(新設)
新設)	(新設)	(新設)			(新設)	(新設)

第八十六条の十		第一項第八十六条の八	(削る)	第八十条第二項	(略)	第六十一条第三 一条の三	項 第六十一条第二	項
災害が発生し、当該	災害から	災 害 が	(削る)	(略)	(略)	立 退 き	立退き	
原子力災害(原子力災害が	原子力災害から	生ずる蓋然性を含む。)が 原子力災害(原子力災害が	(削る)	(略)	(略)	避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	立退き又は屋内への退避	避
第八十六条の四		新設)	第一項第八十六条の二	第八十条第二項	(略)	(新 設)	(新 _設)	
災害が発生し、当該		(新設)	災 害	(略)	(略)	(新設)	(新設)	
原子力災害(原子力災害が		(新設)	生ずる蓋然性を含む。)原子力災害(原子力災害が	(略)	(略)	(新設)	(新設)	

第八十六条の十	六 第八十六条の十		五第一項及び第		第八十六条の十		十六条の十一
災害応急対策の	災害が発生するおそ、災害が発生し、又は	災害応急対策	災害が発生し、又は	災害から	災害の	災害から	災害
緊急事態応急対策の	除宣言があるまでの間た時から原子力緊急事態宣言があつ	緊急事態応急対策	除宣言があるまでの間た時から原子力緊急事態宣言があつ	原子力災害から	生ずる蓋然性を含む。)の原子力災害(原子力災害が	原子力災害から	発生し、当該原子力災害
第一項及び第二	第八十六条の八		第一項及び第二第八十六条の七		(新設)		十六条の五 五 人
災害応急対策の	災害が発生するおそれがある場合	災害応急対策	災害が発生し、又は災害が発生し、又は		(新設)	災害から	災害
緊急事態応急対策の	除宣言があるまでの間た時から原子力緊急事態宣言があつ	緊急事態応急対策	除宣言があるまでの間た時から原子力緊急事態宣言があつ		(新設)	原子力災害から	発生し、当該原子力災害とずる蓋然性を含む。以下

						3		
アンガー アンガー アンガー 第三十条第一項			項第二十九条第二	(略)	読み替える規定	げの	(略)	二項
(略)	對對方行政機	長指定地方行政機関の	害復旧 災害応急対策又は災	(略)	読み替えられる字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定は原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策	(略)	
(略)	方行政機関 当該指定行政機関、指定地	方行政機関の長、指定地	力災害事後対策緊急事態応急対策又は原子	(略)	読み替える字句	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法の次の表	(略)	
					•	· 揭 表 3		
及び第二項、第第三十条第一項			項第二十九条第二	略)	読み替える規定	げる字句は、原子力緊急	略)	項
略)		長指定地方行政機関の	害復旧災害応急対策又は災	(略)	読み替えられる字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る規定の適用については、これらの規定事態宣言があった時以後における災害対策	(略)	
(略)	行政機関の職員指定行政機関又は指定地方	地方行政機関の長又は指定	力災害事後対策又は原子緊急事態応急対策又は原子	(略)	読み替える字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲事態宣言があった時以後における災害対策基本法の次の表	(略)	

第							
令に従わなかった 常三十九条 第二十	第七章 罰則	(略)		第八十六条の六	第一項第一号	条 並びに第三十三	三十二条第一項
令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限平三十九条(第二十七条の六第一項の規定による市町村長又は同		(略)	防災計画	災 害 が	立退き		
令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命三十九条(第二十七条の六第一項の規定による市町村長又は同条第二項		(略)	害対策指針。 「おります」とは原子力災	原子力災害が	避り立退き若しくは屋内への退		
					I		
令に従わなかった:第三十九条 第二十	第七章 罰則	(略)		(新設)	(新設)	条がに第三十三	三十二条第一項
った者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限3二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同		(略)		(新設)	(新設)		
った者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命ニニ十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項		(略)		(新設)	(新設)		

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分

正 条 (市町村長の避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又 2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又 2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又 2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内を指示することができる。 第二十七条の二 (略) 第二十七条の二 (略) 第二十八条第二中の規定により避難場所そ (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) る規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により る規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により る規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により る規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二人 3 く 5 (略) 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の読替え適用等) (災害対策基本法の規定の記替え適用等) (災害対策基本法の規定の記替え適用等) (災害対策基本法の規定の記替え適用等) (災害対策基本法の規定の記替え適用等) (災害対策基本法の規定の記替え適用等) (災害対策基本法の規定の記述を対策 2 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4	改 正 案 現 行	正案現	正
--	-----------	-----	---

					1		T	
			ц	第四十六条第一	(略)	項及び第四項第四十二条第三	(略)	読み替える規定
災害が発生した場合	災害から	災害が発生した場合	災害の	災害予防	(略)	災害	(略)	読み替えられる字句
緊急事態応急対策	原子力災害から	原子力災害(原子力災害が原子力災害(原子力災害が	原子力災害の	原子力災害予防対策	(略)	生ずる蓋然性を含む。)	(略)	読み替える字句

策 に 災	における	災害の	頁	(略) (略)	項 第四十二条第三 災害	(略) (略)	読み替える規定 読み替え
策 における災害応急対 災害が発生した場合	における相互応援 災害が発生した場合		193				読み替えられる字句
緊急事態応急対策	応援発生した場合における相互生ずる蓋然性を含む。)が原子力災害(原子力災害が	原子力災害の	原子力災害予防対策	(略)	生ずる蓋然性を含む。)原子力災害(原子力災害が	(略)	読み替える字句

—————————————————————————————————————	第四十九条の七			第一項第四十九条の四	の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三	(略)	
災害が	災害の	場所を、洪水、津波をの他の政令で定める異常な現象の種類でとに、	立退き	災害が発生し、又は	(略)	(略)	(おける災害応急対
原子力災害(原子力災害が	原子力災害の	場所を	立退き又は屋内への退避	除宣言があるまでの間を時から原子力緊急事態宣言があつ	(略)	(略)	
	(新設)			(新設)	の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三	(略)	
	(新設)			(新設)	(略)	(略)	
	(新設)			(新設)	(略)	(略)	

東八十六条第一	(略)	第四十九条の十	第四十九条の十	第四年九条の十		第四十九条の九		
略)	(略)	災害	災 害	災 害	災 害	立 退 き	立 退 き	
略)	(略)	原子力災害	原子力災害 (原子力災害が	原子力災害	生ずる蓋然性を含む。) 原子力災害(原子力災害が	立退き又は屋内への退避	避立退き若しくは屋内への退	生ずる蓋然性を含む。)が
	1							
項及び第二項 第八十六条第一	(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		

		2				
略)	読み替える規定	(ボる字句は、それがる字句は、それがあります。) (ボート等災害防での間における災害防がる事合を含む。)	(略)	第九十条の二第一項及び第二項	(略)	五第一項
(略)	読み替えられる字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 れる場合を含む。)の適用については、これらの規定は ビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定によりま での間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態知	(略)	災 害	(略)	災 害
(略)	読み替える字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。れる場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲ビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用さでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コン原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるま	(略)	原子力災害	(略)	原子力災害
		2				
(略)	読み替える規定	原子力緊急事態での間における災での間における災があ場合を含む。がる字句は、それ	(略)	第九十条の二第	(略)	(新設)
(略)	読み替えられる字句	げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。れる場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲ビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用さでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コン原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるま	(路)	災害	(略)	(新設)
(略)	読み替える字句	子力緊急事態解除宣言の規定により読み替えの規定により読み替えの規定中同表のの規定をはかいません。	(略)	原子力災害	(略)	(新設)

		3						
略)	読み替える規定	げ の	(略)	二項の第一項及び第	出第八十六条の十		互項	
(略)	読み替えられる字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る規定の適用については、これらの規定は事態宣言があった時以後における災害対策	(略)	災害応急対策の	災害が発生するおそれがある場合	災害応急対策	れがある場合	災害が発生し、又は
(略)	読み替える字句	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法の次の表	(略)	緊急事態応急対策の	除宣言があるまでの間た時から原子力緊急事態宣言があつ	新 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 宗 。 宗 。 。 。 。	除宣言があるまでの間	た時から原子力緊急事態解原子力緊急事態宣言があつ
(略)	読み替える規定	げる字句は、の上欄に掲げの上欄に掲げ	(略)	二項との十二項及び第二項を	ガ 第八十六条の十		二項	五第一項及び第
(略)	読み替えられる字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る規定の適用については、これらの規定中事態宣言があった時以後における災害対策	(略)	災害応急対策の	災害が発生するおそ災害が発生し、又は	災害応急対策	れがある場合	災害が発生し、又は
(略)	読み替える字句	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲事態宣言があった時以後における災害対策基本法の次の表	(略)	緊急事態応急対策の	除宣言があるまでの間た時から原子力緊急事態宣言があつ	緊急事態応急対策	除宣言があるまでの間	た時から原子力緊急事態解 原子力緊急事態宣言があつ

(略)	(削る)
略)	(削る)
(略)	(削る)
略)	第一項第一号
(略)	立退き
	ļ ļ

(傍線
部分は
改正
部分)

改正案		現	行
(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)		(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)	(知等)
第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、	基本指	第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、	-交通大臣は、緊急調査の結果、基本指
針に基づき、第二十六条第一項に規定する自然現象の発生に	発生により一定の	針に基づき、第二十六条第一項に	第二十六条第一項に規定する自然現象の発生により一定の
土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき	認めるとき	土地の区域において重大な土砂災	おいて重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき
、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が	明らかに変	、又は当該土砂災害が想定される	砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変
化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六	第六項の規	化したと認めるときは、災害対策	災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規
定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、	ため、当該	定による避難のための立退きの勧	ための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該
緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時	域及び時期	緊急調査により得られた当該土砂	り得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期
に関する情報(次項において「土砂災害緊急情報」という。	を、都道	に関する情報(次項において「土	(次項において「土砂災害緊急情報」という。) を、都道
府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては	にあっては	府県知事にあっては関係のある市町村の長に、	『町村の長に、国土交通大臣にあっては
関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一	一般に周知さ	関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、	長に通知するとともに、一般に周知さ
せるため必要な措置を講じなければならない。		せるため必要な措置を講じなければならない。	ばならない。
2 (略)		2 (略)	

$\overline{}$
傍線
部分
は
改正
部分
\sim

((本爱の指示) (本爱の指示) (本爱の指示) (本爱の指示) (本爱の指示)	で選の指示) 現 現 (略) 現 (略) (略) (略) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明
めの自発的な活動に対し、		坂を行うよう努めなければな
(応援の指示)	(応援の指示)	
第八十六条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救援について、他の都	第八十六条 厚生労働大臣は、都道庭	都道府県知事が行う救援について、他の都
道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。	道府県知事に対し、その応援をすべ	その応援をすべきことを指示することができる。
(特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)	(特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等)	刊益の保全等)
引き置こ場下の長津(立及し手長津等して立手)等によりで見ていた。 第百三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特	可計量に関けらま律に立成しまま書して記録)等によれる第三を展覧第百三十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特	の まま (ユ 뷫) 早 5 書 5 人 ユ 号) 等 1 ま 2 ら 等 1 5 と 5 で 特定 非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特
常かつ激甚な武力攻撃災害が	の規定は、著しく異常かつ激甚な書	著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合に
準用する。この場合において、同法第二条の見出し、第八条及び第九条	準用する。この場合において、同法	の場合において、同法第二条の見出し及び第七条中「特定

() 中 二項、第四条第一項及び第二項、 災害発生日」とあるのは 条第一項、 とあるのは 常災害と」とあるのは「特定武力攻撃災害と」と、「特定非常災害が」 「特定非常災害に」とあるのは 項 中 「特定非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、 と読み替えるものとする。 項及び第三項中 「当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、 第五条第一項及び第五項、第六条並びに第七条中「特定非常 「特定武力攻撃災害が」と、 「特定非常災害の」とあるのは 「特定武力攻撃災害発生日」と、 「特定武力攻撃災害に」と、 第五条第一項、 同項、 同法第三条第一項、 第六条並びに第七条中 「特定武力攻撃災害 同法第二条第 同法第二条第 同法第三条 「特定非 第四

るのは のは る。 」とあるのは 当該非常災害」とあるのは「当該武力攻撃災害」と、 非常災害」とあるのは「特定武力攻撃災害」と、 非常災害の」とあるのは 項及び第二項、 は 第五条第一項及び第五項並びに第六条中 「特定武力攻撃災害が」と、 「特定武力攻撃災害に」 「特定武力攻撃災害発生日」と、 「特定武力攻撃災害と」と、「特定非常災害が」とあるの 第五条第一項並びに第六条中 「特定武力攻撃災害の」と読み替えるものとす Ł, 同項、 同法第三条第 同法第三条第一項、 同法第二条第一 「特定非常災害発生日」とあ 「特定非常災害に」とある 項及び第三項中 同法第二条第一項中 「特定非常災害と 項、 第四条第一項 第四条第一 「特定

0 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する

(傍線の部分は改正部分)

特別措置法(平成二十三年法律第百十号)(附則第十七条第一号関係)

者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保	の指示をいう。)の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有	百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこと	定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二	対して行った同法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規	十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に	条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第	(事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十	土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指	第一項及び第七項において同じ。) に対し、当該土地において当該除去	新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条	所有者等(これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、	地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の	やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土	及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を	第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等(除去土壌	(除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管)	改 正 案
者等が知れないこと等により当該土地の	の指示をいう。)の対象区域であること、	百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うこと	定により読み替えて適用される災害対策基本法	対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項	十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)	条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長	示(事故に関して原子力災害対策特別措用	土壌等を保管させることができる。ただ	第一項及び第七項において同じ。)に対し、	新たに当該土地の所有者等となった者を含む。	所有者等(これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、	地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地	、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土	及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を	第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等	(除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管)	現
こと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保	の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有	よる警戒区域の設定を行うこと	基本法(昭和三十六年法律第二	、又は同法第二十八条第二項の規	(本部長をいう。) が市町村長に	原子力災害対策本部長(同法第	て原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十	ただし、当該土地が警戒区域設定指	し、当該土地において当該除去	含む。第五項並びに第三十九条	た者又は権利の設定を受けて、	ときは、当分の間、当該土地の	等の除染等の措置を実施した土	廃棄物をいう。以下同じ。)を	等に係る除去土壌等(除去土壌	壌等の保管)	行

2~5 (略)	等を保管することができる。	管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌
2~5 (略)	等を保管することができる。	管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌

追注
(平成
二十四年法律第二
十五号)
() 所則第十七条第二号関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(定義)	(定義)
第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当	第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。
一~三(略)	一~三(略)
四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措	四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措
置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第	置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第
二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十	二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十
七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同	七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同
じ。)が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指	じ。)が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指
示(以下「避難指示」という。)の対象となった区域のうち当該避難	示(以下「避難指示」という。)の対象となった区域のうち当該避難
指示が全て解除された区域をいう。	指示が全て解除された区域をいう。
イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の六第一項又は同法第二十	イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の四第一項又は同法第二十
八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭	人条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法
和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警	和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警
戒区域の設定を行うことの指示	戒区域の設定を行うことの指示
口~二 (略)	口~二 (略)
五 (略)	五(略)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

場合に限る。)について準用する。この場合において、いる場出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をにより相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をにより相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をにより相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をにより相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をにより相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害のは「法人の存立若により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断をのは「特定新型インフルエンザ等を受けた者」と、「特定非常災害として」とあると、「特定新型インフルエンザ等を受けた者」と、「特定非常災害として」とあると、「特定非常災害として」とあると、「特定非常災害として」とあると、「特定非常災害として」とあると、「特定非常災害」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等をいるのは「特定新型インフルエンザ等を受けた者」と、「特定計算を対して、いる場合に限る。)について準用する。この場合において、いる場別が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が	のるのは「特定新型インフルエンザのるのは「特定新型インフルエンザのるのは「特定新型インフルエンザのるのは「特定新型インフルエンザのるのは「特定新型インフルエンザのは「特定新型インフルエンザ等第一項、第四条第一系第一項、第四条第一系第一系第一系第一系第一系第一系第一系列。
ザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響 めかつ急速にまん延し、国界び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエン 規定は、新型インフルエンボ措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第五条まで及 措置に関する法律(平成八年五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別 第五十七条 特定非常災害の被害のをを図るための特別 第五十七条 特定非常災害の被害のをといるにより、 (新型インフルエンザ等の患の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼして規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条から第六条までの五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)
改 正 案	行

	ものとする。
	おける新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替える
た者」と読み替えるものとする。	非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に
エンザ等緊急事態における新型イ	ンフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定
ので参言する。中気を含めて複	1.1.1.2.2.2.1.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2

五条第一項並びに<u>第七条中</u>「特定非常災害に」とあるのは「特定新型イ | 及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフル ンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受け

- 111 -

 \bigcirc 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整

(傍線部分は改正部分)

備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)(附則第十九条関係)

育している者に必要な支援に関すること(同法第六十九条に規定すに規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養ニ十七の五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	育している者に必要な支援に関すること(同法第六十九条に規定すに規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養二十七の五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)
。)の作成及び推進に関すること。	。)の作成及び推進に関すること。
本法(平成十五年法律第百三十三号)第七条に規定するものをいう	本法(平成十五年法律第百三十三号)第七条に規定するものをいう
二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基	二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基
」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。	」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。
第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び	第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び
基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項	基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項
十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための	十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための
加える。	
第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を	第四条第一項に次の一号を加える。
第六十九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。	第六十九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
事業に関すること。	事業に関すること。
四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保	四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保
附則第二条第五項に次の一号を加える。	附則第二条第四項に次の一号を加える。
第六十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。	第六十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
現	改正案

る拠出金の徴収に関することを除く。)。

二十七の六 総合的な提供の推進に関する法律 認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、 (平成十八年法律第七十七号) に 保育等の

第四条第三項第四十二号を次のように改める

規定するものをいう。)に関する制度に関すること

四十二 削除

第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 二十七号の六までに掲げる事務については、 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第 第九条第一項の規定によ

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「(平成二十四年法

り特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

律第六十五号)」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「、子ども・子育て本部

を加える

第四十一条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て本部

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、 第四条第一項第十九号及び第

三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさど

る。

2 の三の特命担当大臣をもって充てる 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、 第十一条

る拠出金の徴収に関することを除く。)。

二十七の六 総合的な提供の推進に関する法律 認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、 (平成十八年法律第七十七号) に 保育等の

規定するものをいう。)に関する制度に関すること。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

四十二 削除

第十一条の三中 「第四条第 一項第十九号」を 「第四条第 項第二十号

える。

に改め

同条を第十一条の四とし、

第十一条の二の次に次の一条を加

第十一条の三 二十七号の六までに掲げる事務については、 り特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第 第九条第一 項の規定によ

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「(平成二十四年法

律第六十五号)」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「、子ども・子育て本部

を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て本部

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、 第四条第一項第十九号及び第

三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさど

の三の特命担当大臣をもって充てる

2

る。

子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、

第十一条

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べるために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行す

ることができる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組

織に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第

一条第四項第四号を削る

第七十条 削除

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一~三(略)

四 第六十八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

の是出、意見の長月、兑月での也必要は協力と戻り、又は意見と述べるために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行す

の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述

ることができる。

子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける

0

6

5

子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

7

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部

じの組

織に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第五項第四号を削る。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合第七十条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第

には、第六十八条中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第

四項」とする。

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一~三 (略)

四 第六十八条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年六月を

 \bigcirc 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(附則第二十条関係)

(傍線部分は改正部分)

			別	
三十六の二 市町村長	三十六(略)	一~三十五 (略)	別表第一(第九条関係)	改
の 関する事務であ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	略)	(略)		正
関する事務であって主務省令で定めるも百二十三号)による被災者台帳の作成に百二十三号)による被災者台帳の作成に				案
	Ξ.		別表第一	
(新 設)	三十六六	一 三 十 五		
	厚生労働大臣	五 (略)	(第九条関係)	現
(新設)	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及業紹介等、障害者職業センターの設置及業に相当する業務の実施、在宅就関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務	略)		行

- 116 -

五十六 (略	(略) 一~五十五	情報照会者	別表第二(第十九条、第二十一条関係)	三十八~九十三	三十七(略)
(路)	(略)	事務	条、第二十一条	略)	
略)	(略)	情報提供者	関係)	(略)	略)
(略)	略)	特定個人情報			
] 		
五十六第十六厚生	ー (略) 五十五	情報照会者	別表第二(第十九条、第二十一条関係)	三十八~九十三	三十七都道
障害者の雇用 で実施に関係 を関係業務に は納付金関係 を関係業務に を関係業務に を関係がした。	略)	事務	条、第二十一名	(略)	都道府県知事等
厚生労働大臣	(略)	情報提供者	, ** 関係)	略)	に関する事務であ 百三十八号)によれ 正関する事務であ
失業等給付関係情報定めるもの	略)	特定個人情報			児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二 日三十八号)による児童扶養手当の支給

	五 市 町 六 村 の 長	
	というであって主務 を関する事務 を関する事務 を関する事務 を関する事務	
市町村長	都 道 府 県 知 事	
児童福祉法による障害 児童所支援若しくは母 児通所支援若しくは母 とは母	災害救助法による救助 若しくは児童福祉法に よる障害児入所支援若 しくは措置(同法第二 十七条第一項第三号又 は第二項の措置をいう であって主務省令で定 めるもの めるもの	
	(新 設)	
	(新 設)	こま 務省令で あっ
(新 設)	(新 設)	
(新 設)	(新 設)	

又は市町村長	等 都 道 府 県 知	知 事 マ は 数 道 所 県 大 E
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 授するための法律によ る自立支援給付の支給	特別児童扶養手当等の 支給に関する法律による障害児福祉手当若し くは特別障害者手当又 は昭和六十年法律第三 十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支 給に関する情報であっ て主務省令で定めるも	であって主務省令で定めるもので定めるもので定めるもので定めるもので定めるもので定めるものでにあって主務省令で定めるものでにめるものでにあって主務省令でにあるもの
(新設)	(新設)	新 設)
新設)	(新設)	(新設)

	T	
	ン 五 十 七	
	 略	
	略	
	略	
	略	主務省令で定めるもの
	五 府 県 七 知 事 都 等 道	
	児童扶養手当の支務であって主めるもので定め	
市町村長	都道府県知事	
地方税関係情報又は障 民票関係情報又は障 高療養介護若しくは る療養介護若しくは る情報であって主務	児童福祉法による障害児入所支援、措置 害児入所支援、措置 「同法第二十七条第 一項第三号若しくは 第二項又は第二十七条第 手常生活上の援助及 日常生活上の援助及 する情報又は障害者 する情報又は障害者 する情報であって主	

五十八~百十	
(略)	
(略)	
(略)	
五十八~百十	
(略)	
(略)	児童扶養手当法 児童扶養手当法 の支給を を給付の支給を でいる者 ア生労働大臣又 ア生労働大臣又
(略)	児童扶養手当法第三 条第二項に規定する 公的年金給付の支給 に関する情報であっ て主務省令で定める もの 係情報であって主務 係情報であって主務

0 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号

(傍線部分は改正部分)

(附則第二十一条関係)

次のように加える。別表第三の一の二の項を同	一の二 市町村長	(住民基本台帳法の一部改正) (住民基本台帳法の一部改正) (略)	改
のように加える。別表第三の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に	被災者生活再建支援法による同法第三条 第一項の被災者生活再建支援金の支給に 関する事務のうち、同法第四条第二項の 関定により市町村長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。別表第二の一の三の項を同表の一の四の項とし、同表の一の二の項を略) (住民基本台帳法の一部を次のように改正する。	正案
える。別表第三の一の項を同表の	一市町村長	(住民基本台帳第十九条 住民基 (略) 別表第二の一の二の項と	現
	被災者生活再建支援法による同法第三条 第一項の被災者生活再建支援金の支給に 関する事務のうち、同法第四条第二項の 規定により市町村長が行うこととされた めるもの	し、同項の前に次のように加える。本台帳法の一部を次のように改正する。本台帳法の一部を次のように改正する。	行

一の二 市町村長	次のように加える。別表第四の一の二の項を同表の	一の五市町村長	に加える。別表第四の一の三の項を同表の	一の二 都道府県知事
規定により市町村長が行うこととされた第一項の被災者生活再建支援金の支給に第一項の被災者生活再建支援金の支給に	。同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に	地方税法その他の地方税に関する法律及 ・	同表の一の四の項とし、同項の次に次のよう	関する事務であつて総務省令で定めるも関する事務であつて総務省令で定めるも関する事務であつて総務省令で定めるものの
一市町村長	別表第四の一の項を同表の	一の四 市町村長	に加える。別表第四の一の二の項を同	一都道府県知事
規定により市町村長が行うこととされた第一項の被災者生活再建支援金の支給に第一項の被災者生活再建支援金の支給に	の一の二の項とし、同項の前に次のように加	であつて総務省令で定めるものであつて総務省令で定めるものであつて総務省令で定めるもの	の二の項を同表の一の三の項とし、同項の次に次のよう	要する事務であつて総務省令で定めるも 関する事務であつて総務省令で定めるも の の

支援金の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの	再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建	一の二 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活
0	号を加える。
別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える	別表第五第一号の二を同表第一号の三とし、同表第一号の次に次の一
めるもの	めるもの
ものに関する事務であつて総務省令で定	ものに関する事務であつて総務省令で定